

平成29年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成29年 3月 6日（月）

午前10時00分 開 会

午後 2時20分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成29年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 平成29年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成29年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成29年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 平成29年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 平成29年度滝川市病院事業会計予算

議案第 9号 平成29年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について

議案第16号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第18号 滝川市自転車の安全利用の促進及び自転車等の放置の防止等に関する条例

議案第19号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市老人ホーム条例を廃止する条例

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）

- 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）等）
 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター等）

○追加日程

- 日程第 6 報告第 1号 専決処分について（工事請負契約の変更）
 日程第 7 議案第10号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第7号）
 日程第 8 議案第11号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第 9 議案第12号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第10 議案第13号 平成28年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第11 議案第14号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第12 議案第15号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第13 議案第32号 監査委員の選任について
 日程第14 議案第33号 教育委員会委員の任命について
 日程第15 議案第34号 公平委員会委員の選任について
 日程第16 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	舘内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	千田史朗君
教育長	山崎猛君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者	若山重樹君	総務部長	中島純一君
総務部次長	高橋一美君	市民生活部長	舘敏弘君
市民生活部次長	石川雅敏君	保健福祉部長	国嶋隆雄君

産業振興部長	中川啓一君
建設部長	高瀬慎二郎君
市立病院事務部次長	椿真人君
教育部指導参事	小野裕君
総務課長	鎌田清孝君
財政課長	堀之内孝則君

産業振興部次長	長瀬文敬君
市立病院事務部長	田湯宏昌君
教育部長	田中嘉樹君
監査事務局長	加藤孝昭君
企画課長	深村栄司君

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君
書記	平川泰之君

書記	菊田健二君
書記	村井理君

開会 午前１０時００分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成２９年第１回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、１８名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において木下議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第２ 会期決定

○議 長 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月２３日までの１８日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は１８日間と決定いたしました。

◎日程第３ 議長報告

○議 長 日程第３、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

○議 長 日程第４、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。３月６日から２３日までの１８日間にわたりまして平成２９年
第１回滝川市議会定例会が招集され、平成２９年度各会計の予算案及び関連議案、平成２８年度の
補正予算案等についてご審議をいただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につ
きましては、市政執行方針及び予算大綱等説明のほか、所管から詳しくご説明申し上げますので、十
分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成２８年１
月２４日から平成２９年２月２０日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のと

おりでございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

私からは、滝川警察署の改築に係る現在までの経過について口頭でご報告申し上げます。老朽化した滝川警察署の改築に向けて、平成26年11月に滝川警察署改築促進期成会を発足させ、翌年には北海道警察への改築要請を行ってきたところでありますが、平成28年3月に北海道警察と滝川市との協議が行われ、その中で北海道警察から、署再編を行うこととなり、現在の庁舎よりも規模が大きくなることから、建設用地として更地で5,000から6,000平方メートル規模のものを紹介してほしい旨の要望があり、滝川市として現在地も含め候補地を提示いたしました。その後北海道警察の要望も念頭に事務レベルで候補地選定作業に着手し、数カ所の候補地について双方で検討に入りましたが、いずれも土地の形状や位置、住民の利便性、所有者の意向などを考慮すると適地として決定するまでに至りませんでした。こうした中、同年9月に北海道警察から、双方精力的に候補地選定作業を進めてきましたが、今後の署再編スケジュールに影響が出かねないため、現在地に建てかえを行いたい。ついては、今後滝川市の協力もいただきながらさまざまな調整を進めていきたいとの意向が示されました。これを受けて、同年10月、北海道警察の最終判断として正式に現在地で改築したいとの報告がなされ、市としても市民の利便性などを考えると適地であり、できる限りの協力をさせていただくことを表明し、引き続き協議を継続することで合意されたところであります。今後の改築に向けた具体的なスケジュールなどについては、新年度に入り、双方詳細を詰めていくこととしておりますが、現在のところ北海道警察からは平成31年度より本体工事着工、平成32年度完成、平成33年度より運用開始の予定との報告を受けているところであります。なお、滝川警察署改築促進期成会につきましては、署再編に伴う滝川警察署の改築決定を受けて解散を予定しております。

以上、口頭報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 おはようございます。教育委員会からご報告を申し上げます。

2月1日、ことしオープンいたします石狩川河川敷パークゴルフ場の施設運営協賛契約調印式を北海道コカ・コーラボトリング株式会社ととり行いました。調印式では、前田市長と北海道コカ・コーラボトリング株式会社、橋田久男取締役が調印し、施設愛称を北海道コカ・コーラパークフィールド72とすることを発表いたしました。コース面積が12ヘクタールと道内でもトップクラスの敷地面積を誇り、空知管内唯一の72ホールを有する石狩川河川敷パークゴルフ場が世界中で知られる企業のネームバリューとさわやかな企業イメージが生かされた北海道コカ・コーラパークフィールド72の愛称により、子供から高齢者まで幅広い世代から親しまれるパークゴルフ場となることに大きな期待を寄せております。5月に先行して3コースをオープンし、7月に8コース全てをオープンする予定としております。市民の体力づくりや健康増進、スポーツを通じた地域交流、多世代交流の場として魅力あふれる施設としていきたいというふうに考えております。

以上を申し上げまして口頭での行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 平成29年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

- 議案第 1 号 平成29年度滝川市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成29年度滝川市介護保険特別会計予算
- 議案第 5 号 平成29年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 6 号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成29年度滝川市下水道事業会計予算
- 議案第 8 号 平成29年度滝川市病院事業会計予算
- 議案第 9 号 平成29年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について
- 議案第16号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
- 議案第17号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
- 議案第18号 滝川市自転車の安全利用の促進及び自転車等の放置の防止等に関する条例
- 議案第19号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 滝川市老人ホーム条例を廃止する条例
- 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）
- 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
- 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里（地ビール製造施設を除く。）等）

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター等）

○議長 日程第5、平成29年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成29年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から第8号までの各会計予算、議案第9号、議案第16号から第31号までの予算関連議案、以上25件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第1号から第8号までの各会計予算につきましては、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うことになりますので、本日は市政執行方針等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

平成29年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 平成29年第1回滝川市議会定例会の開会に当たり、私の市政運営の考え方を市民の皆様、市議会議員の皆様に申し上げます。

私は昨年を地方創生元年と位置づけ、人口減少対策である「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実行してきました。中空知圏域の各市町と協力して「しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業」に取り組み、就業・移住ツアーや学生の地元定着プログラムなどを実施しました。また、民間企業と連携し、もみ殻を燃料としたボイラーによるハウス加温と栽培の実証実験を行い、冬の仕事づくりに取り組むなど、総合戦略の重点事業を中心に着実に実践してまいりました。

財政健全化については、事務事業の見直し、組織・人件費の見直し、歳入確保においておおむね計画どおりの効果を上げることができました。

昨年は、観測史上初となる3つの台風の北海道上陸により滝川市にも被害が発生したところですが、道内初の「石狩川滝川地区水害タイムライン」試行版が効果を発揮しました。

また、北海道新幹線の開業という明るい話題の一方で、JR北海道の路線見直しに伴い、JR根室本線の維持存続という課題に直面しており、根室本線対策協議会を中心に協議を進めることとしたところです。

まず、新年度における市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

これまで、私は各年の展望をあらわす言葉として、「興（おこす）」、「育（いく）」、「動（どう）」、「継（つぐ）」、「気（き）」の一字をそれぞれ掲げ、市政に取り組んでまいりました。本年の展望をあらわす一字は「信（しん）」です。信義を貫き、信念を持ってまちづくりに邁進し、市民の皆様と「自信と誇りを持てるまち」をつくるとともに、市職員一丸となって意識改革を図りながら「信頼される市役所」を目指してまいります。

平成29年度は、滝川地区広域消防事務組合消防本部・滝川消防署庁舎や特別養護老人ホームなどの緑寿園が完成するほか、長期にわたって新規進出がなかった工業団地への企業誘致が実現することとなり、地元雇用も見込まれています。中心部では滝川駅前広場整備事業が完了予定であるほか、「栄町3―3地区」の再開発事業も着実に進行していますが、さらに将来を見据えたまちの姿を描いていく必要性を感じているところです。

また、「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、新築住宅に対する助成制度の創設、中空知定住自立圏「しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業」、子育て世代包括支援センターの設置に向けた準備などの各事業について積極的に推進する考えです。

市政運営においては、財政健全化や人口減少対策など、立ちはだかる幾つもの課題に向き合い、安定的な財政運営と地方創生に引き続き取り組むとともに、消防、斎苑、廃棄物処理などの施設整備についても、市民サービスの維持・向上に向けた準備を着実に進めてまいります。

職員、市民の皆様とともに夢や希望のあるまちを目指し、今できることを一つ一つ丁寧に、そしてスピード感を持って全力で取り組んでまいります。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について、次の7つの柱に基づき、施策の概要を申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

本市の農業地域としての特性を生かし、農業を起点とした地域産業づくりの取り組みを引き続き推進します。

農商工連携事業については、農業分野への企業参入を推進し、新たな産業づくりと雇用の創出に努めるほか、地域農業者と民間企業のマッチングを通じて、市場から求められる野菜など付加価値の高い農産物の産地形成を進め、農業所得の向上に努めます。特に、医薬品や健康食品、化粧品など幅広い用途に使用される薬用作物については、試験栽培への協力など栽培方法の確立に向けた支援を行い、生産拡大につなげます。

地域で生産された農畜産物や加工品の消費拡大など、地産地消事業を推進するため「滝川地産地消ふるさとづくり協議会」と連携し、認定店制度の活用やフェイスブックによる情報発信に努めます。また、市内農業者や商工業者と連携し、地域資源を活用した特産品開発を進めるほか、一般社団法人新日本スーパーマーケット協会の協力を得ながら既存商品の磨き上げを行い、市内外における各種イベントや物産展、商談会などを通じて商品PRや販路拡大に努めます。さらに、インターネット通信販売サイトを活用した販売支援や、農産物や加工品の輸出にも取り組み、生産から加工・流通・販売まで一貫した連携を促進します。

行政による米の生産数量目標の配分廃止や米の直接支払交付金の廃止など、目前に迫った平成30年産からの国の米政策の見直しに対応し、意欲ある農業者が安心して経営に取り組み、確実な再生産が可能となるよう、国の経営所得安定対策などを関係機関と一体となって着実に推進し、農業経営の安定化を図ります。

農家戸数の減少や高齢化による担い手不足などの課題に対応し、多様な形態の担い手を育成・確保するため、関係機関と協力のもと、国の制度の活用や市単独の助成などにより、新規就農者の確保や農業後継者の育成、滝川農業塾の活動の充実、農業経営の法人化の推進などに取り組めます。

農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を推進する道営土地改良事業については、事業継続中の6地区に加え、新たに西南北部地区で事業に着工するとともに、2地区において調査計画事業に着手します。

多面的機能支払交付金事業については、農地、水路、農道などの保全管理や軽微な補修、農村環

境の適切な維持管理など、農業者や地域住民で構成される市内6地区の組織が行う推進活動に対し支援します。

地域産業の振興に向けては、各種ビジネス情報の提供や滝川市産業活性化協議会の助成金制度、たきかわ産業支援相談窓口などの活用により、新分野進出・起業化・販路拡大・新商品開発などの取り組みに対して支援を行うほか、企業が抱える課題の一つである事業継承についても、外部専門家の協力を得ながら課題解決に向けた支援を行い、力強い産業の育成に努めます。

地域への投資や雇用の場の確保が見込まれ、地域経済の発展に大きく寄与する企業誘致の推進については、食品関連を初め、再生エネルギーなど幅広い産業の企業誘致に取り組むほか、地域企業とのビジネスマッチングも含め、企業の情報収集や訪問活動を積極的に行います。

雇用の確保については、ハローワーク滝川、北海道空知総合振興局などの関係機関と協力し、雇用就業機会の確保に努めます。

次に、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについてです。

江部乙地域における美しい村づくり事業については、地域資源である「日本一の菜の花畑」や、「防風林に囲まれたリンゴ畑」の景観維持を中心に地域の魅力向上と活性化に取り組む「日本で最も美しい村」江部乙協議会の活動を支援します。

また、リンゴの栽培技術の習得と商品開発などに携わる地域おこし協力隊員を採用し、江部乙の地域資源である美しい景観を維持するとともに、それらを活用した地域振興を図ります。

市外客の誘致に向けては、一般社団法人たきかわ観光協会や観光関連事業者と連携し、菜の花まつりやワイン×ワインフェスタの充実を図るほか、丸加高原での花畑造成など、観光資源のさらなる魅力向上を図ります。

さらに、本市の特色ある観光資源の一つであるスカイスポーツを生かし、近隣の体験事業者と協力して体験情報の発信を強化するほか、他イベントとの連携によりサマースカイフェスタのプログラム充実を図ります。

羊文化や江部乙地域の魅力を生かした観光地づくりと、広域観光を含む観光プログラムの開発・推進に携わる地域おこし協力隊員を採用し、情報発信と一層の集客に取り組みます。

各地域の観光資源を効果的に組み合わせ、魅力アップを図る広域観光の推進に向けては、近隣自治体、一般社団法人たきかわ観光協会、観光関連事業者と連携し、台湾などのFIT（個人旅行者）をターゲットとした外国人観光客向け「観光周遊ルート」を創出します。

また、滞在交流型観光を促進するため、効果的なマーケティングや地域みずからがつくるツアーの構築など、観光地経営の視点に立った日本版観光DMOの形成に向けた取り組みを支援します。

増加する外国人観光客や農業技術研修員などの利便性向上に向け、外国語表記のパンフレット整備やSNS（コミュニティ型のインターネットサイト）による情報発信などを行い、受け入れ環境の充実や、外客誘致に努めます。また、市内外の外国人と共同でイベントにあわせて国際屋台などの事業を行うことで、多文化共生を推進し多様な人々が過ごしやすい環境づくりに取り組みます。

次に、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについてです。

コンパクトで機能的な都市を形成するため、引き続き土地区画整理事業を推進するほか、道路、

橋梁、公園などの維持・修繕と長寿命化に取り組みます。

泉町土地区画整理事業については、都市内交通の円滑化と土地利用の増進のため、西二号通改良工事などを実施します。

安全で円滑な道路交通の確保のため、東町386号線などの道路改良舗装工事と、滝の川町東736号線などの舗装新設工事を実施するとともに、橋梁の長寿命化に向け、「平成橋」、「銀中橋」の修繕工事を行います。

また、「とちのき公園」などの老朽化した遊具を更新するほか、都市公園の適正な配置や緑地の保全に関する将来像、目標、施策などを定める「緑の基本計画」の見直しに着手します。

下水道分流化事業については、河川の水質を保全するため、合流式下水道区域の分流化工事約12.2ヘクタールを実施します。

「滝川市公共施設マネジメント計画」に基づき、地域住民や施設利用者などと各公共施設のあり方について検討を進めるとともに、施設のメンテナンスサイクル確立のため、保全情報の一元化を図り公共施設の維持管理の効率化に取り組みます。

中心市街地の活性化に向けては、再開発事業への支援を引き続き行うほか、商店街などのにぎわいを創出する取り組みを推進します。

株式会社アニム滝川が進める「栄町3-3地区優良建築物等整備事業」については、平成30年度の事業完了に向け、国の交付金を活用するなど引き続き支援を行います。

中心市街地への新規出店の促進、他地域にはない付加価値化、新たな商店街の魅力発信などを推進するため、「店舗リノベーション支援事業」、「若者連携商店街魅力アップ事業」、「ものづくり（職人）支援事業」に引き続き取り組みます。

街なかへの持続的なにぎわい創出や地場産品の販売などの物産振興を目的とした、いわゆる滝川版マルシェについては、官民協力による実現の可能性を探るため、関係機関と連携を図りながら、調査・検討を進めます。

優良な住宅ストックの形成と活用を推進するため、耐震化に特化した「滝川市住宅改修補助事業」と中古住宅の流通を図る「滝川市住み替え支援補助制度」を継続するとともに、新たに移住・定住に資するため一戸建て住宅の新築に対する助成制度を設け、高品質な住宅の建築促進と地域経済の活性化を目指します。

公営住宅事業については、建てかえ整備による居住環境の向上を図るため、平成28年度に着工した木造公営住宅9棟58戸の建てかえ工事を継続し、平成31年度の団地完成を目指します。

公営住宅の管理については、民間事業者のノウハウを生かし市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度に移行し管理コストの縮減に努めるとともに、地域経済への波及効果を高めます。

優良な居住環境の形成と住宅ストックの効率的な管理運営・有効活用を推進するため、公営住宅事業を初め住宅ストック全般を対象とした「住生活基本計画」と「公営住宅長寿命化計画（第二期）」を改定するとともに、安全・安心な住宅・建築ストックの形成に向けて「滝川市耐震促進計画（第二期）」の改定を行います。

次に、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについてです。

滝川市バリアフリー基本構想に基づき、交通結節点の強化とバリアフリー化の推進に向けて、引き続き北海道と連携して滝川駅前広場整備事業に取り組みます。

また、大町1丁目通り線については、平成28年度に引き続き整備するとともに、新たに栄通り線の整備に着手し、歩道部分の勾配改良や透水性舗装などバリアフリー化の改良工事を進めます。

公共交通の大きな課題となっているJR北海道の鉄道事業の見直しに伴い、「単独で維持することが困難な線区」と位置づけられたJR根室本線の維持存続に向けては、本市のほか富良野市、赤平市、芦別市、南富良野町、新得町の沿線自治体4市2町で構成する根室本線対策協議会において利用促進策などの検討を進めるほか、国や北海道の動向に注視し、北海道市長会とも連携しながら対応に当たります。

計画期間の最終年度に当たる「第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」については、介護支援ボランティアポイント制度事業、生活支援サービスの体制整備事業を初めとした諸事業の円滑な推進を図り、介護予防の推進や地域における支え合いの仕組みの充実などに努めます。また、平成30年度からの3カ年を計画期間とする次期計画について、今期計画に引き続き高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を過ごすことができるよう策定作業を進めます。

特別養護老人ホーム緑寿園の建てかえに伴い、居住費の上昇により負担増となる利用者の安定的な入所生活の維持と施設の円滑な運営を図るため、「特別養護老人ホーム緑寿園利用者負担軽減事業費補助金」を創設し、当該利用者の負担軽減に向けた支援を行います。

障がい者施策に関する基本的な計画である「滝川市障がい者計画」を改定するとともに、障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送るためのサービス提供体制を確保することを目的とした「第5期滝川市障がい福祉計画」を策定します。

北海道医療大学との連携事業については、包括連携協定に基づき、コミュニティワーク実習や各種研修事業などを実施し、相互の資源を生かした連携を推進します。

保健・医療環境の充実に向けては、喫緊の課題である滝川市立病院の経営改善に重点的に取り組む必要があります。医師確保や医療機器の更新のほか、7対1看護体制の維持に努めるなど、地域の基幹病院として安全・安心な医療を提供するとともに、経営改善に向け、「滝川市立病院経営計画」に基づく具体の改善策を着実に実行してまいります。

少子化対策の一環として、不妊・不育治療を受けやすくするため、一般不妊治療・不育治療への助成を引き続き行うほか、安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査に係る助成を継続します。

生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、国民健康保険被保険者を対象に特定健診未受診者勧奨を引き続き実施するとともに、受診結果に応じて保健師などが受診者への個別フォローアップを行います。

「一人ひとりみんなが元気でいられるまち」の実現を目指して策定した「第2次健康たきかわ21前期アクションプラン」が平成29年度で終期を迎えることから、さらに市民の健康意識を高め、健康寿命を延ばすことを目的に後期アクションプランの策定に取り組みます。また、「第3次滝川市食育推進行動計画」に基づき、幅広い世代を対象として、しっかりかんでおいしく味わう食事の実践など、「食」を通じて健康な体と豊かな心を育むための取り組みを推進します。

災害に強いまちづくりに向けては、消防施設の整備を進めるほか、災害対応の迅速化に取り組みます。

平成28年度から建設している滝川地区広域消防事務組合消防本部・滝川消防署庁舎の完成と、広域消防管内の119番通報受信、消防無線を統合する高機能消防指令センターの運用開始に伴い、災害通報などへの対応の迅速化を図ります。また、滝川消防団第五分団詰所の老朽化に伴い、平成30年度の建てかえ工事完了を目標として、実施設計を行います。

今後ますます大型化が予想される災害の発生に備えるため、昨年8月の台風などによる災害対応を踏まえ、タイムライン（事前防災行動計画）やタイムラインと連動した災害対応マニュアルなどの見直しを図るとともに、新たに国が主体となる流域タイムラインの策定に参画します。

また、地域における平時の自助・共助の活動が命を守る行動につながることから、自主防災活動や地域タイムラインの策定など、地域の取り組みを支援するほか、広域浸水被害などに備えた広域防災訓練に取り組みます。

次に、未来へはばたく子供たちを育むまちづくりについてです。

國學院大學北海道短期大学部との連携については、「國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携協議会」において学生確保や就職などの課題について協議を行うとともに、必要な対策に取り組みます。また、就業機会の拡大と地域を担う人材の定着を目指し、國學院大學北海道短期大学部、あるいは編入学により國學院大學を卒業後に、滝川市内での就職を促進するための修学奨励金事業を引き続き実施します。

子育てしやすい環境づくりについては、平成28年度に実施した「（仮称）女性活躍推進センターに関する調査」の結果や児童福祉法などの改正を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を目指し、「子育て世代包括支援センター」の平成30年度設置に向けて準備を進めます。

また、本調査結果から必要とされる各機能のうち、「子育てをしながら働きたい女性が安心して、子育てと仕事を両立できる環境づくり」については、官民連携の手法も含め、引き続き検討を進めます。

施設が老朽化し耐震補強が困難な二の坂保育所については、早期建てかえに向けて具体的な検討を進めます。

次に、市民が活躍するまちづくりについてです。

多世代交流、生涯学習、医療・福祉サービスの仕組みや居住環境などを充実させ、高齢者などが生涯安心して健康で自立した生活が送れる「生涯活躍のまち構想」を推進するため、「滝川市生涯活躍のまち基本計画」に基づき、事業全体の推進役を担う事業主体の選定に着手します。

また、「滝川市男女協働参画計画」について、女性の職業生活における活躍推進の視点からの改定を検討するとともに、平成30年度から5年間で重点的に取り組む事業をまとめた「滝川市男女共同参画推進計画」を策定します。

江部乙地域におけるコミュニティ活動の拠点形成などに向けた検討を行うため、農村環境改善センターの施設機能の再点検を行い、基本構想の策定に着手します。

新たにオープンする石狩川河川敷パークゴルフ場において、各種大会を誘致するとともに、スポーツを通じた地域交流・多世代交流を推進します。

市営球場の改修工事については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金を活用し、暗渠の改修や芝の張りかえなどを実施します。

次に、効率的な行政運営によるまちづくりについてです。

厳しい財政状況が続く中、継続的に財政健全化に取り組むほか、より効率的な行政運営に努めます。

財政健全化計画に基づき、着実に事務事業や組織・人件費の見直し、歳入確保対策を進め、平成31年度までに財源補填に当たる基金繰り入れを行わないことを目指し、持続可能な財政運営に向けて取り組みます。

社会保障・税番号制度については、行政の効率化や住民の利便性向上のため、平成29年7月より地方公共団体などとの情報連携が開始されることから、引き続き関係システムの整備を進め、円滑な運用開始を目指します。

平成30年度に国民健康保険の財政運営主体が都道府県に移管される「都道府県単位化」にあわせ、保険税率を見直すなど国保財政健全化を目指します。

一般廃棄物最終処分場については、「嵩上げ」の手法による延命化計画に基づき、測量調査・基本設計などを行います。

歳入の確保に向けては、地元事業者による謝礼品の拡充、首都圏でのPR事業の実施、寄附者へのダイレクトメールの発送、季節限定商品の提供など、多様な手法によりふるさと納税の充実を図ってきたことから、着実に寄附額の増額につながっています。今後とも寄附者のニーズに応えられるよう、さらなる充実を図り、PR強化に努めます。

広域連携による事務の効率化には継続的に取り組んでまいりましたが、一部事務組合・広域連合による共同事務のほか、定住自立圏や地方創生の取り組みなど、さらに広域連携を推進します。

定住自立圏については、平成29年2月に改定した「中空知定住自立圏共生ビジョン」に基づき、個別の連携事業を進めるとともに、「中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会」などにおいて、成果指標の達成状況などを検証しながら、必要に応じてビジョンの見直しを行います。

「中空知定住自立圏しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業」については、平成28年度に制作・公開したホームページなどの情報発信媒体を活用し、中空知圏域をめぐるツアーや合同企業説明会を広域連携により実施するとともに、北海道空知地域創生協議会の取り組みと連携を図ります。

中空知衛生施設組合が運営する滝の川斎苑については、改築に向けた基本計画に基づき、地質ボーリング調査・建築基本設計を行います。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお力添えをいただきますよう心からお願い申し上げます。

次に、平成２９年度各会計予算案の大綱について、ご説明申し上げます。

平成２９年度は、「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「滝川市財政健全化計画」の３年目の予算となります。将来にわたって健全な財政運営の実現を目指すとともに、地方創生の取り組みを着実に推進していくため、緊急度・重要度を鑑み、事業の取捨選択を行い、効率的かつ効果的に編成したものです。

現年収納率９７．９パーセントを目標とした市税の確保のほか、事務事業の見直し、組織・人件費の見直し、歳入の確保対策など財政健全化計画に掲げる内容を的確に反映し、市政執行方針で申し上げた７つの柱に基づき、予算を計上しました。

この結果、一般会計１９８億８，５００万円、特別会計１０９億４，４３８万円、下水道事業会計支出２８億１２６万円、病院事業会計支出７６億３，２６１万円となり、各会計の歳出総額は４１２億６，３２５万円で、平成２８年度予算と比較して、１．７パーセントの減、金額では７億３，１４２万円の減となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。

一般会計におきましては、前年度に対して９億９，５００万円減となる予算としましたが、地域経済の活性化を図るため、栄町３－３地区優良建築物等整備事業の補助や市営球場改修事業などの実施、人口減少対策として、新たに新築住宅助成事業補助金を盛り込むことにより、予算額１９８億８，５００万円で、前年度比４．８パーセント減となっています。

性質別に見ますと、人件費については、組織・人件費の見直しなどにより、予算額３５億２３万円で、前年度比２．２パーセントの減、物件費は、社会保障・税番号制度システム整備委託料の減などにより、予算額２０億９，０４５万円で、前年度比０．７パーセントの減、扶助費は、障害者自立支援給付費の増などにより、予算額３７億１，１８０万円で、前年度比２．４パーセントの増、建設事業費は、スポーツセンター第１体育館改修事業の減などにより、予算額８億４３万円で、前年度比４８．２パーセントの減、公債費は、計画的な借入れの成果などにより、予算額１９億７，５００万円で、前年度比７．４パーセントの減となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費の減などにより、予算額５５億１，５０４万円で、前年度比３．４パーセント減、公営住宅事業特別会計におきましては、住宅管理費の減などにより、予算額７億５，９０４万円で、前年度比０．４パーセント減、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定は、保険給付費の増が見込まれるなどにより、予算額３９億５，２００万円で、前年度比７．９パーセント増、介護サービス事業勘定は、一般会計繰出金の増などにより、予算額８，８００万円で、前年度比１２．５パーセント増、介護保険特別会計総体では、予算額４０億４，０００万円で、前年度比８パーセント増、後期高齢者医療特別会計におきましては、保険料負担金の増などにより、予算額５億８，４９８万円で、前年度比６パーセント増、土地区画整理事業特別会計におきましては、西二号通の工事費の減などにより、予算額４，５３３万円、前年度比４７．９パーセント減、下水道事業会計におきましては、公共下水道新設工事費の増などにより、支出額２８億１２６万円で、前年度比２．７パーセント増、病院事業会計におきましては、企業債償還金の増などにより、支出額７６億３，２６１万円で、前年度比１．３パーセント増とな

りました。

次に、普通建設事業費の全体予算について、各会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、栄町3―3地区優良建築物等整備事業補助金2億6,000万円、道路新設改良事業費3億1,753万円などを含め、総額で8億43万円、公営住宅事業特別会計では、3億7,680万円、土地区画整理事業特別会計では、3,100万円、下水道事業会計では、4億3,589万円、病院事業会計では、1億2,810万円、全体で前年度比26.3パーセント減の17億7,222万円を計上しました。

引き続き、施策の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

農業を起点とした元気な地域産業づくりについては、農業分野への企業参入支援や新たな商品開発・販路拡大を行うため、農商工連携推進事業費110万円を計上しました。

持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立については、農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備のため、道営土地改良事業負担金2,550万円、道営土地改良事業計画樹立事業負担金53万円、農地・水路・農道などの地域資源の適切な保管理を行う地域組織の活動を支援するため、多面的機能支払交付金1億3,418万円を計上しました。

力強い産業の育成・雇用の確保については、「観光振興事業」や「リンゴを核とした6次産業化」など各事業の推進を図るため、「地域おこし協力隊員」計9名分3,449万円、任期満了を迎える地域おこし協力隊員の起業を支援し、地元定着を促進するため、地域おこし協力隊員起業経費補助金100万円、産業振興・雇用創出・地域経済活性化の取り組みを支援するため、滝川市産業活性化協議会負担金320万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

地域みずから取り組む地域振興事業の推進については、江部乙地域の魅力をより一層向上させる活動を支援するため、「日本で最も美しい村」江部乙協議会交付金150万円を計上しました。

集客・交流事業の推進については、地域のすぐれた観光資源を生かし、観光事業の振興を図るため、たきかわ観光協会補助金1,000万円を計上しました。

広域観光の推進については、マーケティングや地域みずからがつくるツアーの構築などを行う、日本版観光DMOの形成を支援するため、広域観光推進事業費50万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

コンパクトで機能的な都市の形成については、公園・緑地の適正な配置や保全に向けて、緑の基本計画の見直しに着手するため、緑の基本計画策定費600万円、都市環状軸の形成に向けた都市計画街路3・4・15号西二号通の整備を実施するため、泉町土地区画整理事業費3,100万円、町内会などが管理している街路灯のLED灯への切りかえを促進するため、街路灯設置補助金1,328万円、市内経済の状況を考慮し、地域経済への波及効果の高い公共事業を実施するため、普通建設事業費17億7,222万円を計上しました。

にぎわいのある中心市街地の活性化については、中心市街地の再生に向けて、栄町3―3地区における民間主導の再開発事業を支援するため、栄町3―3地区優良建築物等整備事業補助金2億6,

０００万円、出店者の初期投資を軽減することで、空き店舗の流動化を促進するため、店舗リノベーション支援事業補助金１７０万円を計上しました。

住宅ストックの適正管理については、移住・定住と高品質な住宅建築などを促進するため、新築住宅助成事業補助金１，９８０万円、安全・安心な住宅ストックの形成に向け、耐震化工事を促進するため、住宅耐震改修支援事業費１，１０８万円、既存住宅ストックの有効活用により子育て世帯を支援するため、住宅住み替え支援事業補助金９３５万円、市内における住宅や建築物の耐震性の向上を計画的に進めるため、第二期耐震促進計画策定費２８７万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

バリアフリー化の推進については、滝川駅前広場の再整備に関連する鈴蘭通道路線形改良工事の最終年度として、用地確定測量を行うため、駅前広場整備事業費１０１万円、道路特定事業計画に基づき、市道のバリアフリー化を推進するため、歩道バリアフリー化事業費３，９００万円を計上しました。

市内公共交通の充実については、ＪＲ北海道の路線見直しに伴い、根室本線対策協議会において維持存続に向けた検討を行うため、根室本線対策協議会負担金１５万円を計上しました。

地域福祉・自立支援の充実については、特別養護老人ホーム緑寿園の建てかえに伴う利用者負担増の軽減を図るため、特別養護老人ホーム緑寿園利用者負担軽減事業費補助金１，４３５万円、高齢者の社会参加活動や予防活動を通じた介護予防を推進するため、介護支援ボランティアポイント事業費３４３万円、生活支援サービスや地域における支え合いの体制づくりの充実・強化を図るため、生活支援体制整備事業費３１４万円を計上しました。

安心して暮らせる保健・医療環境の充実については、不妊・不育症の治療費用の助成により少子化対策の推進を図るため、不妊治療支援事業費２００万円、安心・安全な出産をサポートするため、妊婦健康診査支援事業費２，３０３万円を計上しました。

災害に強いまちづくりについては、滝川地区広域消防事務組合消防本部・滝川消防署庁舎を移転建設するため、消防本部・滝川消防署庁舎建設工事負担金４９１万円、老朽化し耐震基準を満たさない現在の詰所を建てかえるため、滝川消防団第五分団詰所建設工事実施設計負担金９万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりについては、より安心で快適な学校環境を整備するため、滝川第一小学校特別支援教室対応等事業費５６５万円、小・中学校教室環境改善事業費２２１万円、江陵中学校二線校舎屋根改修事業費１４８万円、江部乙中学校武道場屋根改修事業費２３４万円、明苑中学校火災報知受信機取替等事業費４９２万円、英語での表現力やコミュニケーション能力を向上させるため、外国語教育の充実事業費２２万円、就学機会の拡大とあわせて地域人材の定着などを目指すため、國學院大學北海道短期大学部修学奨励金７４７万円、國學院大學北海道短期大学部連携事業補助金１５０万円を計上しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについては、老朽化が進んでいる市営球場の環境改

善を図るため、滝川市営球場改修事業費５，０００万円、市民の健康増進、世代間交流、地域コミュニティの醸成などを推進するため、石狩川河川敷パークゴルフ場運営管理事業費４，０１７万円、東京オリンピック・パラリンピック出場選手の合宿誘致に向け、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業７６万円、美術自然史館の企画展示を行うため、企画展事業費２１８万円を計上しました。

市民活動の推進については、若者を初めとした新たな担い手がまちづくりに参加しやすくするため、市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金１００万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

事務などの効率化については、公営住宅管理のさらなる効率化とサービス向上を図るため、公営住宅の指定管理化１億１，９７２万円を計上しました。

広域連携については、都市部から地方への移住を促進し、地元定着に向けた就業支援を図るため、中空知定住自立圏就業・移住支援事業負担金７０万円を計上しました。

公共施設の一元管理については、滝川市公共施設マネジメント計画に基づき、持続可能な公共施設運営を図るため、公共施設修繕事業費２，４７７万円を計上しました。

情報セキュリティ強化対策については、標的型サイバー攻撃による個人情報の漏えいなどを防ぐため、北海道自治体情報セキュリティクラウド運用費２２７万円、情報セキュリティ強化対策費４９９万円を計上しました。

一般廃棄物最終処分場かさ上げ整備については、一般廃棄物最終処分場の延命化を図るため、一般廃棄物最終処分場施設整備等調査費１，０１７万円を計上しました。

滝の川斎苑の改築工事については、施設の老朽化による改築に向け基本設計を実施するため、滝の川斎苑改築調査費負担金６０３万円を計上しました。

第三セクターの経営健全化については、個別事業の見直しや経費節減などによる経営改善を促進し、第三セクターの経営を支援するため、滝川振興公社貸付金６億２，５００万円、滝川グリーンズ貸付金３，５００万円を計上しました。

次に、これらに見合う平成２９年度一般会計歳入の主なものについてです。

市税については、個人市民税の給与所得の伸びなどを考慮したほか、法人市民税については、平成２８年度決算見込みを踏まえて前年比増額で見込みました。

また、収納率については、現年分９７．９パーセント、滞納繰り越し分１１．６パーセント、合わせて８８．９パーセントを確保する予算としたところ、市税全体では、対前年８，４９６万円増の４２億７，１６７万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税を合わせて、対前年１億３，０６３万円減の７０億２，１４０万円、その他の歳入としまして、国庫支出金２９億４，３８３万円、道支出金１０億９，１０６万円、市債８億２，８９８万円を計上しました。

基金繰入金については、対前年２，４４３万円減の３億５，９８６万円を計上しております。

以上、平成２９年度の各会計予算案の大綱について、申し上げます。

厳しい財政運営の中にありますが、予算計上に当たっては、継続事業に一定の配慮を行ったほか、将来にわたり市民の皆様が安心して暮らせるまちの実現に向けた取り組みに十分配慮したところで

す。

市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なるご審議と適切なご決定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、誤読、数字の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りさせていただいている文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議 長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 平成29年度の教育行政の基本的な考えと重点施策について申し上げます。

教育の目的は、人格の形成と国家・社会の形成者の育成、つまり「人材形成」です。このことは、いかに時代が変わろうとも普遍的なことであります。

国際化や情報化の進展、科学技術の進歩、社会や経済のグローバル化が急速に進展している今日の我が国において、人材育成は喫緊の課題であり、ICTの活用や外国語教育を推進することの重要性が指摘されております。また、地方創生においても、そのキーワードの一つである「ひと」を育てる教育こそが、まちの活性化の鍵を握る重要な要素であることは言うまでもありません。

本市では、昨年「滝川市教育大綱」が策定され、本年1月には滝川市教育推進計画を改定しました。

教育委員会といたしましては、教育大綱及び教育推進計画で定めた「未来を拓く『たきかわっ子』の育成」と「誰もが学び、誰でも参加できる環境づくり」という2つの基本理念に基づき、子供たち一人一人の可能性を最大限引き出せるよう、教育の一層の振興と充実に向けて、教育行政を推進してまいります。

初めに、「学校教育について」申し上げます。

児童生徒の学力の実態と課題を把握し、改善策などを計画的に実施するため、「学力向上プラン」を作成するとともに、基礎的・基本的な知識や技能の定着と活用する能力を育成し、子供たちが主体的・協同的に学習に取り組むアクティブラーニング型授業の実践によって学力の向上を図ります。

児童生徒一人一人の学習の理解度や興味・関心が高まり、きめ細やかな指導と見守りを図るため、市独自で導入している小学校3・4年生「少人数学級実践研究事業」を引き続き推進するとともに、小学校高学年における少人数学級拡充に向けた検討を進めます。

家庭での学習習慣の定着を図るため、学習の内容や目安等をまとめた「家庭学習の手引き」を活用し、子供の学習意欲を支える環境づくりの啓発を推進するとともに、退職教員等外部人材活用事業やチャレンジテストの活用などにより児童生徒の放課後学習機会の拡充を図ります。

児童生徒に生命を大切にする心や倫理観・規範意識を育むため、道徳科授業の効果的な指導のあり方について検証する市独自の「道徳教育推進事業」を引き続き実施し、教科化に向けた準備を進めるとともに、その研究成果を教職員に発信します。

いじめの未然防止、児童生徒の問題行動の実態把握と早期発見・対応を図るために、いじめ実態調査アンケートによる情報収集を行い、情報共有と教育相談体制の確立を進めるとともに「絆づく

り成果交流会」の開催などいじめのない学校づくりに主体的に取り組む児童生徒の活動を支援します。

外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置と英語暗唱大会の発表指導など英語ルームの効果的活用を通して、外国語教育の充実と異文化を理解する力を育成するとともに、英語によるコミュニケーション意欲・能力の向上を図るため、「イングリッシュ・デイキャンプ」を実施します。

個別の支援を必要とする児童生徒の学校生活の安定のため、「特別支援学級支援員」や「学びサポーター」を配置し、日常の学校生活の介助や学習活動のサポートなどのきめ細やかな指導と支援を充実させるとともに、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」と連携した教育相談を積極的に推進します。

校内研修や日常の授業改善、不登校児童生徒への対応等、学校の抱える諸課題の解決を図るために、指導主事の学校訪問により学校と一体になった教育指導を充実させます。

障がいのある子供一人一人の実態を把握し、適切な指導及び支援を行うため、福祉と連携して「個別の教育支援計画」を作成するなど、早期からの一貫した教育相談・支援を推進します。また、子供を取り巻く諸課題の解消に向けた支援方策の検討を進めるため、家庭児童相談室、こども発達支援センター等と情報共有を行うなど、子育て支援施策との連携を強化するとともに、インクルーシブ教育システムの充実を図ります。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と連携を図るため、「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」や「小学校入学に係る引継ぎ会」など情報共有を推進します。

学校の課題研究の成果と教職員の指導実践の交流を図るため、滝川市教育振興会指定の公開研究会を、滝川第二小学校、江部乙中学校で開催します。

食に関する正しい知識と望ましい食生活を身につけるため、学校給食における食の指導や生産者を講師に招いた地場食材の学習、生産者との交流給食を行い、食育を推進します。

滝川市教育振興会による体力向上事業の実施により、市全体で「走力アップ」にかかわる取り組みを推進します。

児童生徒の登下校の安全確保については、効果的・組織的な取り組みを推進するため、滝川市通学路安全推進会議を活用し、学校、ＰＴＡ、道路管理者、交通安全対策関係者と連携して、交通安全プログラムの策定や通学路の合同点検などを実施します。

小・中学校の適正配置については、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上が図られるよう十分な検討を進めます。

学校施設の整備については滝川第一小学校の特別な支援を要する児童に対応する施設改修、江部乙中学校の武道場屋根塗装工事を行います。

良好な教育環境を確保するための大規模改修等については、計画的・効率的に実施するため、建築年次や老朽化、学校の適正配置計画などを考慮した施設整備方針を策定するとともに、個別施設ごとの整備計画策定に向けた検討を進めます。

滝川西高等学校については、学校の特色である「文武両道」を生かすため、学習活動と部活動の相乗効果により、一人一人の能力・適性を伸ばす教育を推進します。また、校内全体で、アクティ

ブラーニング型授業の実践を進め、生徒の学習に対する意欲を高めるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

英語・国際理解教育については、英語の4領域（読む、聞く、話す、書く）をバランスよく身につけさせるため、外国語指導助手（ALT）を活用し、生徒の語学力やコミュニケーション能力の向上を図ります。また、姉妹校のアメリカ・ロングメドール高校への短期留学や交流提携校のスウェーデン・ヴィトフェルスカ高校との交流、文部科学省の「スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）・アソシエイト」の指定を最大限に生かした教育活動を推進します。

キャリア教育については、進路支援の充実を図るため、ガイダンス機能を充実させ、キャリアプランニング能力を養うとともに、オンライン講習や放課後講習を実施して、国公立大学への入学者数の増と就職率100パーセントを目指します。

職業学科の学科転換については、地域や産業界と連携した教育の充実やグローバル社会で必要とされる専門性の育成を目指すため、情報マネジメント科に学科転換し、平成30年度からの開始に向けた教育課程の編成に取り組みます。

次に、「社会教育について」申し上げます。

子供たちの健全育成と郷土愛を育むため、各地区青少年育成会等が実施する通学合宿などの体験事業や通学路での見守り活動を支援し、地域全体で子供を守り育てる機運を高めます。

子供たちが所有するスマートフォン等ネット通信によるトラブルを解消するため、小中学校に向いて情報モラルに関する授業を実施するとともに、保護者を対象とした情報モラル啓発リーフレットを作成します。

学校と地域の連携により教育活動の充実を図るため、技術や技能を提供する地域ボランティアを学校に派遣します。

市民の生涯学習活動を推進するため、市民のニーズや活動の現状に関するアンケート調査を実施し、一般財団法人滝川生涯学習振興会と連携して、幅広い年齢層に応じた生涯学習プログラムや、高齢者を対象とした新たなプログラムの構築に取り組みます。また、市民が学びの成果や技能・経験などを生かし、ボランティアや講座の講師として活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

質の高い文化芸術の鑑賞・体験を通して児童の豊かな心や感性を育むため、音楽や演劇などの分野の芸術家を派遣するアウトリーチ事業を小学校2校で実施します。

文化施策の推進については、28年度に文化ゾーンの検討の中で定めた文化芸術分野を活性化するための基本方針に基づき、関連施設の見直しについて、市長部局と連携し検討を進めてまいります。

図書館については、役に立つ魅力ある館づくりを進めるため、大活字本など高齢者や障がい者に配慮した図書、国際理解に関する図書などを充実させるとともに、事業所などとの連携展示や団体貸し出しの活用により、情報発信と読書活動の普及・拡大を推進します。また、江部乙図書コーナーの利用と読書コミュニティ拡大のため、暮らしに役立つ図書や話題の図書などニーズの高い図書を整備して、コーナーの充実を図ります。

子供の読書活動を推進するため、「第2次滝川市子どもの読書活動推進計画」を策定して、子供

の読書環境整備を進め、読書の習慣化と読書活動を支えます。また、学ぶ力や考える力を育むため、引き続き図書館を使った調べる学習コンクールや講座を実施するとともに、学習に役立つ図書を整備します。

美術自然史館については、施設の特徴や収蔵品を生かし、地域の博物館としての役割を担うための企画展として、ブルーシートを活用して製作する「青い雪男」の展示や工作体験を行う「イエティ・ブルー」、岩橋英遠の全収蔵品を初めて一堂に展示する「英遠の庭」、若者層にも書の魅力を感じてもらう「桑鳩百%」などを開催します。

ふるさと滝川の歴史を「記憶する」作品及び資料を後世に引き継ぐため、収蔵品の調査・保存・研究に取り組むとともに、まちの記憶事業として、平成3年以降の滝川市の歴史年表を作成・公開し、まちの歩みを知る基礎となる史料の収集・整理に取り組みます。また、主体的に文化活動を担っていく人材を発掘し、館内解説などボランティアとして活躍する市民学芸員などを育成します。

最後に、「スポーツの振興について」は、石狩川河川敷パークゴルフ場が新たにオープンします。

誰もが気軽に親しめるスポーツであるパークゴルフを通じて、健康増進、多世代交流、地域交流などを推進するため、72ホールの雄大なコースを生かし、各種大会の開催や誘致を行うとともに、利用者にとって魅力ある施設として運営してまいります。また、スポーツセンターの改修工事に伴い1年休止したコスモスマラソンの再開や、えべおつ丘陵地マラニックの継続など、市内において各種スポーツイベントを開催するとともに、滝川市体育協会及び各種団体によるスポーツ大会等の開催を支援します。

スポーツにおけるノーマライゼーションの推進については、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、パラカヌーチームの合宿誘致の可能性を探るとともに、学校でのアダプテッドスポーツ授業を実施します。

社会教育施設の整備については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金を活用し、市営球場の改修工事を実施します。

教育委員会としましては、未来を担う子供たちの育成、市民一人一人がみずから学び成長を続ける生涯学習の環境づくりに取り組むとともに、滝川で学び、滝川で育ったことが喜びと誇りを持って語られるよう、そして、生きがいを持って心豊かに暮らせるよう、学校、家庭、地域と一丸となって教育行政を推進してまいります。

以上、平成29年度の教育行政執行方針について、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長 議長 議案第9号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 議長 議案第9号 平成29年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について説明いたします。

下水道事業会計の固有資本金は、企業会計開始時点の資本金であり、特別会計時代の使用料の未収金が含まれております。この特別会計時代の未収金は平成27年度に不納欠損処理を行ったものについて会計上そのままでは固有資本金から整理されないことから、地方公営企業法第32条第4項により、固有資本金の額7億9,515万5,000円のうち999万円を減少し、繰り越し利

益剰余金に振りかえ、利益処分を可能とすることで将来の経営安定を図るための財源とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に、議案第16号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第16号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例につきましてご説明いたします。

中央老人福祉センターは、滝川市老人クラブ連合会が指定管理者として運営、管理を行っていたいておりますが、平成28年度に公共施設マネジメント計画に基づきあり方を検討する市民会議を開催し、最終報告書の提出をいただきました。これを踏まえた今後のあり方について検討を行っていることから、管理期間については昨年度に続き、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項に規定されている3年を1年とする特例を定めるため、この条例を制定したいとするものです。

施行期日は、公布の日から施行したいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に、議案第17号の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第17号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

滝川市産業振興部が所管する地ビール製造施設を除く滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場に関し、平成29年4月1日からの指定管理期間について、指定管理者の手続条例第5条第1項の規定にかかわらず1年とするものでございます。理由は、株式会社滝川グリーンズみずからが立てました第2次経営改善計画の着実な実行を確認した上でなければ、複数年にわたる指定管理期間の設定は適切でないとの判断をしており、平成24年から単年度ごとの設定を行い、29年度においても同様の取り扱いをしたいとするものであります。

附則として、1、この条例は公布の日から施行するものであり、2として、この条例は平成30年3月31日限りで失効するものであります。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 議案第18号の説明を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 ただいま上程されました議案第18号 滝川市自転車の安全利用の促進及び自転車等の放置の防止等に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、第9次滝川市交通安全計画の重点課題である自転車の安全利用の促進並びに公共の場所における自転車等の放置の防止及び滝川市自転車等駐車場の設置等に関し、必要な事項を定めることにより歩行者等の通行の安全確保と円滑化を図るため、制定したいとするものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げますので、1ページをお開き願います。第1条は、目的規定です。歩行者等の通行の安全確保と円滑化を図り、もって市民が安全に安心して暮

らすことができる良好な生活環境を確保することを目的としています。

第2条は、条例で使用する用語について定義したものでございます。

第3条は、市の責務として自転車の安全利用の促進及び公共の場所における自転車等の放置の防止等に関する総合的な施策の実施を規定しています。

第4条は、自転車等の利用者等の責務で、第1項で、自転車の安全利用に努めること、第2項、公共の場所に自転車等の放置をすることのないよう努めること、第3項、みずから利用する自転車について防犯登録を受けなければならないことを規定しています。

第5条は、交通安全活動の推進と交通安全教育の充実と交通安全思想の普及について規定しています。

第6条は、自転車等の放置に対する措置として、第1項は指導、警告について、第2項は撤去について、第3項は撤去に係る鎖等の切断などの措置について規定しています。

2ページをお開き願います。第7条は、撤去した自転車等に対する措置の規定です。第1項は保管について、第2項は告示及び返還のための措置について、第3項は所有権の帰属について、第4項は活用、処分について規定しています。

第8条からは滝川市自転車等駐車場の設置、管理に関する規定です。第8条は法に基づく設置及び名称、位置について、第9条は駐車場の使用期間について、第10条は行為の禁止を規定しています。

第11条は破損の届け出及び損害賠償について、第12条は事故、盗難等に対する賠償責任について規定しています。

第13条、第14条は、不正に駐車している自転車等について撤去、保管、処分等について規定しています。

3ページをお開き願います。第15条は、準用規定で、前2条の規定は、市が管理する公共施設の自転車等駐車場に駐車されている自転車等について準用するとしています。

第16条は、規則への委任として、条例の施行に関し必要な事項、様式については規則で定めると規定しています。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行したいとするものです。

以上で議案第18号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、議案第19号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第19号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

消費税率の引き上げ延長に関する法改正により、実施時期を平成31年10月1日としたことから、適用期限の延長など関連する市民税と軽自動車税に係る条例の一部を改正したいとするものです。

それでは、議案第19号参考資料、改正要旨によりご説明申し上げますので、参考資料をお開き願います。改正内容は、大きく2つです。1つ目、附則第7条の3の2の改正です。個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限、平成31年6月30日までを平成33年12月31日までに延長するとともに、控除適用期間を平成41年度までの10年間から平成43年度までの10年

間に延長して改正したいとするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行したいとするものです。

次に、2つ目です。附則第16条の改正で、軽自動車税のグリーン化特例の経過措置については消費税率10パーセントとする時点で自動車取得税の廃止と環境性能割の導入などの大きな見直しが見込まれているところではございますが、消費税率引き上げ延期に伴いまして特例を延長するため、改正したいとするものです。

施行期日は、平成29年4月1日です。

以上を申し上げ、議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、議案第20号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第20号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本条例を改正する趣旨につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴う関係法令等の改正により、審査に係る民間審査機関の変更及び新たな計算方法により追加される審査手数料を定めるため、滝川市手数料条例を改正したいとするものでございます。

それでは、条例案を説明いたしますので、参考資料の新旧対照表の1ページをお開きください。

13の3の項は、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定の申請に対する審査手数料で、

(1)、アから2ページ中段、イまでについては住宅及び共同住宅の手数料で、関係法令の改正に伴い、調査機関審査又は評価機関審査から評価機関審査に変更するものであります。同じく下段、ウについては住宅以外の手数料で、新たな計算方法による手数料の追加と審査機関の変更で、現行の手数料区分(ア)及び(イ)を3ページ上段、(ア)、a及びbに改め、あわせて調査機関審査から判定機関審査に変更するものであります。同じく3ページ、中段(イ)については、新たに追加した手数料区分で、建物の用途ごとに仮定したモデルとなる建物についてエネルギーの性能を計算する方法であるモデル建物法で計算して申請する場合の手数料を床面積の区分に応じて追加するものでございます。

4ページをお開きください。1行目、(2)は、ただいまご説明した1ページ、(1)の認定を変更する場合の手数料で、(ア)から5ページ中段、(イ)までについては、手数料区分は変わらず、審査機関の変更をするものでございます。同じく中段、(エ)については、住宅以外の認定を変更する場合の手数料で、(1)と同様に審査機関の変更及びモデル建物法による手数料の追加でございまして。

6ページをお開きください。中段、13の4の項については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定の申請に対する審査手数料で、(1)、アから7ページ中段、イまでは、住宅及び共同住宅に係る手数料で、審査機関を変更するものであります。

8ページをお開きください。上段、ウ、(ア)及び(イ)については、住宅以外の手数料で、関係法令の改正で第8条が第10条に条文が繰り下がったことによる変更と審査機関を変更するものであります。

以降9ページから13ページまで、同様に条文の繰り下がりと審査機関を変更するものでありますので、お目通しをお願いします。

なお、手数料については北海道の手数料と同額の手数料としておりますので、お目通しをお願いします。

最後のページですが、14ページをお開きください。備考については、審査機関の変更による必要な定義を定め、再編したものであります。

附則であります、第1項において、この条例の施行期日を平成29年4月1日からとし、第2項の経過措置については、改正前に廃止される調査機関審査を受けた場合の手数料は従前の例によるものとするところがございます。

以上で議案第20号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、議案第21号及び第22号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第21号 滝川市文化センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨は2点ございまして、1つは昨年7月から今年度末まで試行的措置としまして文化センター大ホールの利用区分を細分化して運用してきたところがございますけれども、運用結果などを踏まえ、本年4月から正式運用したいとするもの、それからもう一つが文化センターの会館棟1階部分の未活用スペース、過去にレストランで活用していたスペースでございますけれども、この部分を貸し室として新たに利用していただくために、多目的室として利用料金を設定するものでございます。

改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開き願います。附則の第1項、第2項の別表を削りまして、3ページにありますとおり、条例本則の別表を記載のとおり改めたいとするもので、暫定措置として運用しておりました料金基準を本則に置きかえまして、多目的室の区分を新たに加えるものでございます。

附則で、この条例の施行期日を平成29年4月1日としたいとするものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨でございますけれども、滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場は、当初平成29年5月のオープンを予定しておりましたが、昨年8月の台風被害の影響からコースの整備及び芝養生におくれが生じておりまして、現在平成29年7月のオープンに向けて準備を進めているところでございますが、一日も早いプレーを待ち望む市民の声にお応えするため、5月中旬から6月30日までの間、全8コース72ホールのうち3コース27ホールでの仮オープンを行うことといたしまして、これにあわせて暫定的な使用料を定めるため、本条例を改正したいとするものでございます。

改正の内容ですけれども、次ページの参考資料をお開き願います。附則の第2項に暫定措置を加えまして、この条例の施行の日から平成29年6月30日までの間、別表に規定する使用料をそれぞれ記載のとおり、500円、400円とあるのを無料に、700円を300円に、900円を4

００円に、６００円を２００円に、８００円を３００円にそれぞれ適用する規定でございます。

第３項は、シーズン使用料の関係になりますけれども、この条例の施行の日から平成３０年３月３１日までの間、別表に規定する使用料の適用につきまして１万８，０００円を１万２，０００円に、２万円を１万３，０００円にそれぞれ適用する規定でございます。

この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第２２号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に、議案第２３号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第２３号 滝川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

同施設の指定管理者である滝川市老人クラブ連合会より、土曜日の利用者減少により土曜日を休館としたいとの相談があり、利用者の意向調査、１月下旬からの臨時休館による試行状況等から運営上の支障はないと判断し、土曜日を休館としたいとするものです。

新旧対照表をお開き願います。休館日を定めている第４条の２第１項第２号アにおいて、日曜日の次に「及び土曜日」を加えるものです。

附則におきまして、施行期日は平成２９年４月１日から施行したいとするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に、議案第２４号の説明を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 議案第２４号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

条例改正の趣旨でございますが、滝川丸加高原オートキャンプ場の環境整備を図るため、入場料を設定したいとするものです。

改正内容について参考資料により説明をさせていただきますので、新旧対照表をお開き願います。附則２で、オートキャンプ場使用料において新たに入場料を設け、１人１泊、小中学生１５０円、一般３００円とし、デイキャンプの場合は半額としたいとするものでございます。

附則で、この条例は、平成２９年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第２４号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に、議案第２５号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 議案第２５号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本条例は、平成２１年８月から運用を開始し、これまで市民の住環境整備の推進と地域経済の活性化を目的に運用してまいりました。本条例の改正につきましては、既存住宅の耐震化を図るため、支援対象を耐震改修に特化することから、滝川市住宅改修の促進に関する条例を改正したいとするものでございます。

条例改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたしますので、１ページをお開きください。第２条第２号中、対象となる改修工事の定義を改築、修繕、模様がえから法にのっとった耐震改修に改正いたします。

第5条第3号については、現行条文では補助金の対象工事を昭和56年5月30日以前の旧耐震建築物について耐震化工事を条件に付してまいりましたが、改正ではその条件がなくなったことにより、削除いたします。

第6条に規定する補助金の額については、第1項中、補助率を100分の10から100分の20に、補助上限額を50万円から100万円に改め、同条第2項中の子育て世帯及び中心市街地居住世帯に適用する補助率を100分の12から100分の20に、補助上限額を70万円から120万円に改めます。

2ページをお開きください。第3項については、今回の改正により、先ほど定義で説明させていただきました改築、修繕、模様がえの一般改修工事から耐震改修工事へ以降したことに伴い、他の補助事業によるバリアフリー化改修工事との重複の懸念がなくなったことから、削除いたします。

同条第4項は、第3項などが削除されることによる条項整理及び条項の繰り上がりでございます。

第6条の2については、先ほどの第6条第3項と同様に、一般改修工事から耐震改修工事へ移行したことに伴い、従前の一般改修工事において耐震改修工事が含まれる場合の特例を削除するものでございます。

同じく、下段、本文附則第2項中、条例の期間につきましては平成29年3月31日から平成31年3月31日に延長するものでございます。

33ページをお開きください。附則の第1項において、この条例の施行期日を平成29年4月1日とし、第2項の経過措置については、この条例の改正後の規定は、施行の日以後に申し出のあった改修工事に係る補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった改修工事に係る補助金の交付については、なお従前の例によるものとしていただいております。

以上で議案第25号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、議案第26号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第26号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、新たに滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場を設置し、滝川西公園内にある滝川西公園パークゴルフ場の施設機能を引き継ぎますことから、西公園パークゴルフ場を廃止することとするため、滝川市都市公園条例を改正したいとするものでございます。

改正の内容ですが、参考資料、新旧対照表をお開き願います。第2条の18第1項中、第3号を削り、第4号から第6号までを第3号から第5号にそれぞれ繰り上げるものでございます。

附則で、この条例の施行期日を平成29年4月1日からとしたいとするものでございます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第27号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第27号 滝川市老人ホーム条例を廃止する条例についてご説明いたします。

昭和53年、定員50名で開設した軽費老人ホーム緑寿園ですが、滝川市社会福祉事業団が整備を進めてこられた新施設が平成29年度に竣工となり、特別養護老人ホーム、養護老人ホームとともに移転し、ケアハウスとして開設することから、軽費老人ホーム緑寿園を廃止するため、同条例を廃止したいとするものです。

附則におきまして、施行期日は、公布の日から起算して四月を超えない範囲において規則で定める日とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に、議案第28号の説明を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

管理を行わせる公の施設は、滝川市航空科学センターであります。指定管理者となるべき団体は、公益社団法人滝川スカイスポーツ振興協会、会長、中島健氏であります。指定管理の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に、議案第29号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中央老人福祉センター。指定管理者となるべき団体は、滝川市老人クラブ連合会、会長、泉田千一氏であります。指定期間は、平成29年4月1日から1年間であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 次に、議案第30号の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

管理を行わせる公の施設は、地ビール製造施設を除く滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場であります。指定管理者となるべき団体は、株式会社滝川グリーンズで、代表は代表取締役、志賀敏也氏であります。指定管理期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間であります。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 次に、議案第31号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、記載の滝川市スポーツセンター、滝の川市民プール、滝川市B&G海洋センター、滝の川公園、このうち市民プールを除く部分、北電公園球場、池の前水上公園のカヌー等の利用に係る部分でございます。指定管理者となるべき団体は一般財団法人滝川市体育協会、指定期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でござい

ます。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 以上をもちまして平成29年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から第8号までの各会計予算、議案第9号、議案第16号から第31号までの説明を終了いたします。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第6から第16までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、時間が12時前でございます。この辺で昼食休憩とさせていただきたいと思います。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第1号 専決処分について（工事請負契約の変更）

○議長 長 日程第6、報告第1号 専決処分について（工事請負契約の変更）を議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 報告第1号 専決処分について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決事項は、滝川市スポーツセンター第1体育館耐震改修工事に係る工事請負契約の変更でございます。変更の内容は、外壁コンクリートのひび割れ改修及び屋上パラペットの高さ調整並びに産業廃棄物処分数量の確定による契約金額の変更でございます。原契約金額4億1,364万円で、変更後の契約金額4億1,645万8,800円でございます。専決処分年月日は、平成29年2月13日でございます。

以上、報告第1号の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第10号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

○議長 長 日程第7、議案第10号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第10号 平成28年度滝川市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、他会計繰出金、各基金への積立金など、年度末を控え、各経費の確定見込みによる過不足分の調整などの補正にあわせて、燃料単価の高騰に伴う学校施設の燃料費の補正などが主な理由となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれ409万4,000円を減額し、予算の総額を215億4,348万2,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

7ページをお開きください。第2表、繰越明許費でございますが、平成29年度に繰り越して使用する経費のうち、個人番号カード等関連事務交付事業につきましては、総務省より個人番号カード等関連事務交付金の繰り越し通知があったため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は320万1,000円となります。次に、3・4・15号西二号通道路改良工事、土地区画整理事業特別会計繰出金、3・4・7号鈴蘭通道路線形改良工事、3・4・7号鈴蘭通占用物件補償費、公営住宅事業特別会計繰出金につきましては、国の補正予算（第2号）により社会資本整備総合交付金の交付が決定されましたが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、5事業の総額は1億2,760万円となります。また、石狩川野球場災害復旧事業費につきましては、昨年8月に発生した台風第11号、第9号に伴う災害復旧費として補正予算を計上し、平成28年第4回市議会臨時会において議決いただきましたが、復旧が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は1,539万3,000円となります。

第3表、地方債補正でございます。道路新設改良事業債を190万円増額し、限度額を1億2,450万円に、臨時財政対策債を4,552万3,000円減額し、限度額を5億5,990万8,000円としたいとするもので、道路新設改良事業債につきましては事業費の財源調整に伴うもの、

臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定に伴うものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開きください。2款1項4目財産管理費、補正額589万9,000円の増額補正につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございます。基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて各基金へ積み立てるため、増額補正としたいとするものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額558万円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。個人番号カード等の関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払うため、個人番号カード等関連事務交付金を補正したいとするもので、費用の全額が総務省の個人番号カード交付事業費補助金にて措置されるものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額221万2,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は、既存高齢者施設の防犯対策強化を行う事業者に対して、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を交付するため90万円を増額補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金にて措置されるものでございます。2点目でございますけれども、基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、前年度の積み残し分と合わせて社会福祉事業振興基金に積み立てするために131万2,000円を増額補正としたいとするものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額4,423万5,000円の増額ですが、障害者自立支援給付に要する経費6,048万2,000円の増額につきましては、訓練等給付費扶助の実績見込みにより増額補正としたいとするものでございます。重度心身障害者医療に要する経費1,624万7,000円の減額につきましては、医療扶助の実績見込みにより減額補正したいとするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額65万9,000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正でございます。公定価格の改定に伴い、今後の見込み額が不足することから、公立保育所の施設扶助費を65万9,000円増額補正としたいとするもので、同額を歳入の施設給付費で見込むものでございます。

3款3項1目生活保護費、補正額1,697万9,000円の増額につきましては、生活保護に要する経費の補正でございます。扶助費の実績見込みにより、増額補正としたいとするものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額615万4,000円の減額につきましては、保健衛生対策に要する経費の補正でございます。地方交付税の額の確定に伴い、下水道事業会計出資金を減額補正したいとするものでございます。

4款1項4目環境衛生費、補正額158万5,000円の減額につきましては、墓地の運営管理に要する経費7万6,000円の増額につきましては、基金利息収入及び墓地管理手数料の見込み額の確定により、墓地管理基金へ積み立てするため、増額補正としたいとするものでございます。中空知衛生施設組合負担金（滝の川斎苑分）でございますけれども、166万1,000円の減額

につきましては、前年度の繰越金の確定等により減額補正としたいとするものでございます。

次のページをお開きください。４款１項５目他会計繰出金、補正額９０９万４，０００円の減額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。説明欄に記載してございますけれども、特別会計の補正に伴う一般会計負担分の整理及び地方交付税の額の確定に伴い、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については繰出金を減額補正とし、病院事業会計につきましては増額補正としたいとするものでございます。

４款２項１目じん芥処理費、補正額３，３７３万７，０００円の減額につきましては、中空知衛生施設組合負担金（ごみ処理施設分）でございますけれども、２，４７４万９，０００円の減額につきましては、前年度の繰越金の確定等により減額補正としたいとするものでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金８９８万８，０００円の減額につきましては、前年度繰越金の確定等により減額補正としたいとするものでございます。

４款２項２目し尿処理費、補正額４０３万５，０００円の減額につきましては、中空知衛生施設組合負担金（衛生センター分）の補正でございます。前年度繰越金の確定等により減額補正としたいとするものでございます。

７款１項１目商工業振興費、補正額１，８５５万２，０００円の減額につきましては、中心市街地活性化対策事業に要する経費の補正でございます。栄町３―３地区優良建築物等整備事業補助金について平成２８年度事業費の確定により減額補正としたいとするものでございます。

８款２項２目道路新設改良費につきましては、歳出予算の変更はございませんが、事業費の財源調整を伴う道路新設改良事業債の補正により１９０万円の財源の振りかえを行いたいとするものでございます。

９款１項１目消防費、補正額１，４８９万７，０００円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。滝川地区広域消防事務組合負担金について前年度繰越金の確定等により減額補正としたいとするものでございます。

１０款１項３目教育振興費、補正額７９３万２，０００円の減額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正でございます。私立幼稚園就園奨励費補助金について、認定件数が当初見込みよりも減少したことから減額補正としたいとするものでございます。

１０款２項小学校費、１目学校管理費、補正額４３１万４，０００円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。燃料単価の値上がりに伴い、増額補正としたいとするものでございます。

１０款３項中学校費、１目学校管理費、補正額４５６万２，０００円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で、２点ございます。１点目は、燃料費についてですが、燃料単価の値上がりに伴い、２８６万５，０００円を増額補正としたいとするものでございます。２点目は、江陵中学校において障がいのある児童の入学に伴い、学校内における日常生活の支援を目的として特別支援教室にシャワーユニットなどを整備するため、１６９万７，０００円を増額補正としたいとするものでございます。

次のページをお開きください。１０款４項高等学校費、１目学校管理費、補正額１７５万８，０

〇〇円の増額につきましては、その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。燃料単価の値上がりに伴い、増額補正としたいとするものでございます。

１０款６項１目社会教育費、補正額４０万円の増額につきましては、その他社会教育振興に要する経費の補正でございます。基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、社会教育事業振興基金へ積み立てするため、増額補正としたいとするものでございます。

１０款６項５目社会教育・文化施設費、補正額４０万円の増額につきましては、文化センターの運営管理に要する経費の補正でございます。文化振興のためにとご寄附を賜りました４０万円を財源として譜面台を購入し、文化センターへ配置したいとするものでございます。

１２款１項１目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額４８９万４，０００円の増額につきましては、市税に係る還付金及び還付加算金が当初予算を上回る見込みとなったことから、平成２８年度国庫補助金の事業費の確定などに伴う返還金への補正でございます。

以上、歳出合計で４０９万４，０００円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。１１款１項１目地方交付税９，５４３万４，０００円の減額につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

１４款１項２目民生使用料から１６款２項１目民生費補助金までは、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。１８款１項２目総務費寄附金から１８款１項８目教育費寄附金までは、いずれも歳出関連でございます。

２０款１項１目繰越金７，７９４万３，０００円の増額は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２１款５項２目雑入は、歳出関連でございます。

２２款１項５目土木債１９０万円の増につきましては、事業費の財源調整に伴う道路新設改良事業債の補正でございます。

２２款１項７目臨時財政対策債４，５５２万３，０００円の減額につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴う補正でございます。

以上、歳入合計で４０９万４，０００円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第１０号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内です。議案第１０号の補正予算、１４ページから１５ページの３款１項２目２０節扶助費、障害者自立支援給付に要する経費、訓練等給付費扶助６，０４８万２，０００円についてですけれども、こちらは就労支援Ａ型、Ｂ型など５種類ほどのサービスをされているかと思いますが、特に目立ってふえているものはあるか、お聞きしたいと思います。地方交付税額は８月に確定されたと思いますが、今の時期の増額補正で一般財源の支出がふえるか、地方交付

税の増額はないと確認してよいのか、聞きたいと思います。

続いて、16ページ、17ページの10款1項3目19節負担金補助及び交付金、その他教育振興に要する経費、私立幼稚園就園奨励費補助金、こちらマイナス793万2,000円となっておりますが、過去3年間は減額補正議案が出されていませんけれども、なぜ今回補正されるのか。今回減になりました793万2,000円は、何人分ぐらいあるのか。また、補正した結果の対象園児数と補助該当園児数がわかりましたら、お答えをお願いいたします。

○議長 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 3款民生費、訓練等給付費ですが、特に目立ってふえているものについては、宿泊型の自立訓練費についてふえております。また、全体的に当初予算見込みでは月平均の利用者を269名と見込んでおりましたけれども、現時点で305名まで受給される方もふえております。また、財源につきましては、要した経費の2分の1が国庫負担金、4分の1が道費負担金、残る4分の1の一般財源につきましては交付税算入にはなりますけれども、年度途中での増額についてはございません。

以上です。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、教育振興費の部分でどうして補正が出されたかということにつきましては、大幅な不用額が生じる見込みが出たというところで減額補正をしております。要因でございますけれども、幼稚園の入園者そのものが予算で見込んだよりも減ったということでございます。予算時では入園者の予定で512人ほど見込みましたけれども、実際は471人というようなことで40人ほど減っていると。過去の認定率を見ますと逆に認定率そのものは上がってきておりますので、要因としましては入園予定者、いわゆる分母そのものが減ったということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、3款3項1目生活保護費で1,697万9,000円の増額補正と、これは扶助費ですから、ただいまの館内議員への答弁と同じように、ここで歳出になっている424万5,000円、これは普通交付税措置がされないということで、考え方を伺いたいのですけれども、扶助費関係は補助が4分の3などの場合、残りの4分の1は一般財源だとすれば、多目に見込んで予算を立てて、一般財源分の普通交付税は100パーセント確保するというのが滝川市の財政にとってよいというふうに一般的には思うのですが、予算を立てるときにそういったことはどのように考えて立てているのかということをお伺いいたします。

2点目は、10款で小中高校で燃料費の増額補正が出されていると。これは直営施設だけが今回増額対象で、指定管理施設についてはたしか契約時の2割以上単価が上がらないと指定管理費は増額にならないという契約がされているというふうに思うのですが、今回の単価の増額率は何パーセントだったのか。そして、直営施設は本庁舎並びに江部乙支所、改善センターですね、この2カ所も直営施設ということなのですが、これらについては増額補正をされていないのは予算の流用等で対応できるということで増額補正がされていないのかということをお伺いいたします。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 まず、2点目の燃料費の関係でございますけれども、燃料費の増額の部分ですが、灯油で予算時に49.5円が69円ということで19.5円上がっております。それから、A重油では予算時で58円、現状で68.3円ということで10.3円の増額ということになっております。それで、この増額につきましては、清水議員からご指摘のあったように、補正予算が上がっていない部分については現計予算の中で流用対応をするということになっております。

燃料費については以上でございます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護費の医療費についての考え方と扶助費の考え方でございますが、まず生活保護における扶助費の考え方としては、前年度の執行の経費、また予算時になりますけれども、直近の数字の動き方、それらから実質足りるであろうという数字を見込んでおります。また、その際の見込み方としては、可能な限り補正に至らないようにという組み方、議員のご指摘のとおりの方考え方はしておりますけれども、今回の補正の理由となりましたように、医療費、その増減によって年によっては変更がございます。単純に言いますと、がん治療などでICUなどに入院されて治療を受けた場合、お一人様でも500万円、1,000万円という医療費がかかる場合もございます。そういった医療費の増減が主な理由になると思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、燃料費については、灯油代は40円台が19.5円上がったということは50パーセントぐらい上がっているのですが、これは指定管理の各契約においては指定管理代行負担金を増額するという、そういうのに該当しないのかということを確認をしたいと思います。

それと、扶助費の関係ですが、今回増額補正をされていない他の扶助費については、予算額以内に100パーセントおさまっているということで確認をいたします。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 指定管理施設につきましては、従来から答弁させていただいているとおり、20パーセントの変更があった場合については変更するというところでございます。それで、今申し上げた金額は、当初予算時から現状に至る金額の差額でございます。指定管理につきましては、それぞれ契約時点の金額との比較になりますけれども、今回については20パーセントを超えているというふうに思われます。ただ、現計予算の中で先ほど清水議員がおっしゃったとおり対応が可能でございますので、補正予算としては提出をしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今回生活保護費の補正にあわせまして保育所の運営管理、施設扶助の補正もさせていただいておりますけれども、そのほかの経費につきましては現計予算で対応してまいりたいと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 燃料費と指定管理の関係で3回目の質疑を行います。予算内ということとは2種類

の受けとめがあるのですけれども、1種類は指定管理代行負担金は増額しても、その……

○議 長 清水議員、今は一般会計補正予算ですから、指定管理に係る燃料費の補正というのはないのです。ですから、それから外れないように質疑をしていただかないと、答弁の必要はないというふうに判断をします。

○清水議員 私が聞きをしているのは、結局この補正予算の中の流用とかがたくさん行われているということを前提にしているのです。それが流用で済まされているのか、それとも指定管理代行先、指定管理者が指定管理代行負担金のうちの金額でこれを賄っているのか、2つの受けとめができるのだけれども、どちらなのでしょうかとということをお伺いいたします。

○議 長 休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま調整をさせていただきましたが、今の清水議員の質疑はこの補正予算の範囲を超えているというふうに判断をいたしますので、今ほど議員の方からの発言もありましたけれども、予算委員会の中でぜひ質疑をしていただければなというふうに思いますので、お願いいたします。あくまでも燃料費の教育にかかわる補正予算ですから、その範囲を逸脱をしないというのがこの補正予算の質疑のルールですので、今の質疑はその範囲を超えているというふうに言わざるを得ません。清水議員。

○清水議員 私が聞いているのは、流用で済んでいるのか、それとも発注先の中で管理されているのか、どちらかということをもとに聞いています。これは、こういう段階でしか質疑できないのです。当初予算のときに、そういうことがあった場合にどうするのだと、こういう質疑にしなければならないのです。要するにたればの話にしか。今の時点でこういう質疑、流用しているか、していないかとかということも聞けないような予算質疑というのは、これは制限のし過ぎだというふうに私は思いますけれども。

○議 長 あくまでもこの補正予算は、教育費における小学校費と中学校費、そして高等学校費の燃料費が足りないのを、補正をかけて追加をするという、これだけの補正予算ですから。そこに指定管理施設も含めた流用している、していないなんていうことは全く教育費のこの補正予算からは外れていますというふうにしか判断はできません。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第8 議案第11号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長 長 日程第8、議案第11号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第11号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出で退職療養給付費の減額見込みに伴う減額補正、後期高齢者支援金の確定に伴う減額補正、共同事業拠出金の確定に伴う減額補正、27年度分国庫支出金償還金の確定に伴う増額補正でございます。次に、歳入につきましては、国保税の増加見込みに伴う増額補正、健康増進事業費については28年度当初予算に計上が間に合わなかった事業補助金の増額補正でございます。また、国及び道の負担額が確定したことによります共同事業負担金の増額補正、共同事業交付金の減額補正、基金繰入金の増額補正、歳出関連による補正でございます。

1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算からそれぞれ8,582万8,000円を減額し、予算の総額を56億2,456万4,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項2目退職被保険者等療養給付費、補正額4,038万2,000円の減額につきましては、退職被保険者の減少により保険給付費の減額が見込まれることから補正したいとするものです。

3款1項1目後期高齢者支援金、補正額153万8,000円の減額につきましては、支援金額の確定により補正したいとするものです。

7款1項1目高額医療費拠出金、補正額278万円の増額、3目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額7,196万2,000円の減額につきましては、それぞれの拠出金額の確定により補正したいとするものです。

11款1項3目償還金、補正額2,527万4,000円の増額につきましては、27年度分の

国庫支出金の償還金額が確定したことから、補正したいとするものです。内容につきましては、療養給付費等償還金となっております。

以上、歳出合計で8,582万8,000円の減額となったところです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目、医療給付費分現年課税分、補正額5,260万9,000円の増額、2節後期高齢者支援金分現年課税分、補正額1,775万7,000円の増額、3節介護納付金分現年課税分、補正額747万円の増額につきましては、所得の確定などにより調定額が増加していることに伴い、保険税の収入増が見込まれることから補正したいとするものでございます。

2款1項2目、国庫支出金の高額医療費共同事業負担金、補正額69万5,000円の増額につきましては、28年度分の拠出金の確定に伴うものです。

4款1項1目前期高齢者交付金、補正額130万2,000円の増額につきましては、交付金の確定によるものです。

5款1項1目道支出金の高額医療費共同事業負担金、補正額69万5,000円の増額につきましては、28年度分の拠出金の確定に伴うものです。

2項3目健康増進事業費補助金、補正額65万2,000円の増額につきましては、28年度当初予算に計上が間に合わなかった事業補助金を補正したいとするものです。

6款1項1目高額医療費共同事業交付金、補正額1,483万9,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額1億5,680万8,000円の減額につきましては、それぞれ28年度分の交付金の確定によるものです。

8款1項1目一般会計繰入金、補正額1,164万7,000円の減額につきましては、財政安定化支援事業分の確定に伴うものです。

次のページをお開き願います。2項1目基金繰入金、補正額1,449万4,000円の増額につきましては、償還金の財源に充てたいとするものです。

9款1項1目繰越金、補正額179万2,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものです。

歳入合計で8,582万8,000円の減額となったところです。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 8ページの基金繰入金ですが、補正額、この1,449万4,000円というのは恐らく基金残高全額だというふうに思うのですが、その確認と、基金を全額繰り入れている状態というのは特別会計としてのキャッシュフローがマイナスになっている可能性があるのです。それを確認したいというふうに思います。仮にこれでキャッシュフローがマイナスになった場合、一般会計からお金を借りたり、借りるという表現がいいのかわかりませんが、そういうことが行われているのであれば、それはどのような款、項、目の中でそれが見ることができるのか、それについてお伺いいたします。

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 まず、1つ目でございますが、基金残高については先ほどの清水議員のお話のとおり、あの金額が全ての残額ということになります。

もう一つは、年度末の調整に関しては、一般会計と各会計の運用によってやりくりしながら調整するというところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 運用の中でやりくりというご答弁で、それはわかりました。これは、一般会計とか他会計も含めてやりくりできるから、そういう答弁でいいのですけれども、一般会計のお金がなくなれば一時借り入れということが発生するのだらうというふうに思うのです。この段階で、この段階っていつの段階というのはなかなか難しいのですけれども、どの程度の資金ショートが特別会計であるのかということについて、把握されている分で結構ですので、伺いたいします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 国保財政の現状については、その都度皆様方にお話ししているのですけれども、今はかなり厳しい状況ということで、現在も決算の見込みの中で、どれぐらい足りないのかということは決算が終わらないとわからないということでございます。そのやりくりに関しては、決算状況を見ながら今後調整していくのではないかなと思っています。ただ、全体的な国保財政の関係については、これは見直していかなければならないのかなというふうに思っています。現状のところではこれぐらいしかお答えできません。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第9 議案第12号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 長 日程第9、議案第12号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 議案第12号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、国の補正予算（第2号）により社会資本整備総合交付金の交付が決定されましたが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとしますのでございます。

それでは、1ページをお開きください。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表、繰越明許費によるところでございます。

裏面の2ページをお開きください。第1表、繰越明許費でございますが、住宅事業費のうち、滝の川団地16—2号棟給排水管改修・給水直圧化工事として1,750万円、滝の川団地16—3号棟給排水管改修・給水直圧化工事として1,750万円、事業の総額は計3,500万円となります。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 2ページです。繰越明許費の明細が載っておりますが、今回の国の補正（第2号）でいつ社会資本整備総合交付金の採択があったのかということがまず1点目。

2点目は、ほかにも住宅特会でこの交付金の申請をしているけれども、採択に至っていないものがあるというふうに思うのですが、その概要についてお伺いいたします。

○議長 長 清水議員、2点目の質疑でございますが、これも先ほど申し上げているとおり議案の中身はこの2件についての事業費を繰越明許するというだけの議案なのです。そこにほかにもどういふものを申請していたか、それがどういふものがあるのですかというのは、この議案の審議からは外れているというふうに私は判断しますが、よろしいですか。清水議員。

○清水議員 たくさんの申請をしていて、どの程度国の補正で採択されているかということは大事なことです。これを確認するタイミングというのは補正のタイミングであって、当初予算のときにどれくらい採択される見込みですかと聞いたって、わかりませんとしか言いようがないのです。今の時点で4のうち1だとか、10のうち1だとか、2のうち1だとか、これが聞けないと予算審議でないと思いますけれども、だめというのなら2点目は取り下げます。

○議長 長 こういう場面でしか聞けないという言い方をされましたけれども、決算委員会という場であくまでも確認ができるわけですので、それからそれぞれ皆様方議員には一般質問という機会もございますし、ぜひそういう中で取り上げていただきたいというふうに思います。

それでは、1件目の質疑に対する答弁をお願いいたします。建設部長。

○建設部長 本件について追加内示がありましたのは、１０月の下旬だったと記憶しております。
以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 繰越明許費については、一度歳入歳出予算として計上されたものが結果として歳出を執行できないので、それでその一部を明許繰越にする場合と全く予算に上げないで丸ごと明許繰越にするという場合があるのかなというふうに、私そういうふうに思っています。４定にこの議案が出ていたのだということなのか、それとも全く予算化されない状態で議案第１２号のような形の明許繰越の仕方なのかということをお伺いいたします。

○議長 長 暫時休憩します。

休憩 午後 １時５５分

再開 午後 １時５６分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
建設部長。

○建設部長 本件に関しましては、工事としては今年度中に間に合わないという判断がありましたので、それで今回繰り越しということで提案させていただいたところでございます。

(何事か言う声あり)

○建設部長 上がっています。
以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第１２号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第１２号は可決されました。

◎日程第１０ 議案第１３号 平成２８年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長 長 日程第１０、議案第１３号 平成２８年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第３

号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第13号 平成28年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして、通所介護及び施設利用者補足給付の利用見込みの減による保険給付費の減、総合事業に係る第1号通所介護の利用見込みの増による地域支援事業費の増、繰越金を介護給付費準備基金積立金に積み上げるための基金積立金の増、以上によります増額補正を行いたいとするものです。

1ページをごらん願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,500万円を追加し、予算の総額を37億3,122万7,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目居宅介護サービス等給付費、補正額5,000万円を減額するもので、通所介護における利用見込みの減から保険給付費の減、3項1目特定入所者介護サービス費等、補正額1,000万円を減額するもので、施設利用者の補足給付の利用見込みが予算に比べ減となることから、保険給付費の減、3款1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費、補正額500万円を増額するもので、総合事業に係る第1号通所介護事業の利用見込み増による地域支援事業費の増、5款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額9,000万円を増額するもので、繰越金を介護給付費準備基金積立金に積み上げるため、基金積立金の増、以上歳出合計で3,500万円の増額となったところでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。補正額3,500万円の増額ですが、歳出関連により国庫支出金、道支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金の減を見込み、補正に必要な財源を繰越金で調整したいとするものです。

歳入合計で3,500万円の増額となったところでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 4ページですが、繰越金です。補正額が7,272万4,000円で、計1億540万7,000円となっております。今回の補正の結果、平成28年度の繰越金が確定したのか、それともまだ確定しないで、もっと繰越金がふえる可能性があるのかということをお伺いします。つまりこの会計でいうとまだまだ余裕があるのか、それともこれで限界なのかということをお伺いいたします。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 3月補正でございまして、繰越金についてはこれが最後だというふうに考えております。また、昨年決算委員会でのご質疑もいただきましたけれども、介護保険計画については

3年計画においての執行を目指しております。この繰越金につきましては、平成29年度において特別養護老人ホーム緑寿園のオープン、また新たに老人保健施設のオープン等も見込んでおりますので、そちらの給付費に充てて予算を作成させていただきたいと考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第11 議案第14号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第11、議案第14号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第14号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、保険基盤安定負担金と市町村事務費負担金が確定したこと、後期高齢者医療保険料の見込みにより広域連合納付金を増額補正したいとするものです。

1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ520万円を追加し、予算の総額を5億5,700万9,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございますので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額520万円の増額につきましては、市町村事務費負担金の確定による232万4,000円の減額、保険基盤安定負担金の確定による83万5,000円の減額、合計315万9,000円の減額、また

後期高齢者医療保険料が予算を８３５万９，０００円上回ることが見込まれることから、市町村保険料負担金が増額となることによるものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、６ページ、７ページをお開き願います。１款１項１目後期高齢者医療保険料、補正額８３５万９，０００円を増額につきましては、保険料の決算見込みが増となることによる補正です。

２款１項１目一般会計繰入金、補正額３１５万９，０００円の減額につきましては、歳出でご説明いたしました広域連合納付金に関連して事務費繰入金２３２万４，０００円の減額と保険基盤安定繰入金８３万５，０００円の減額によるものでございます。

以上、議案第１４号の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１４号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１４号は可決されました。

◎日程第１２ 議案第１５号 平成２８年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算
(第２号)

○議 長 日程第１２、議案第１５号 平成２８年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算(第２号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 議案第１５号 平成２８年度滝川市土地区画整理事業特別会計補正予算(第２号)についてご説明いたします。

今回の補正は、国の補正予算(第２号)により社会資本整備総合交付金の交付が決定されましたが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするものでございます。

それでは、１ページをお開きください。地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第１表、繰越明許費によるところでございます。

裏面、２ページをお開きください。第１表、繰越明許費でございますが、土地区画整理事業費の

うち、3・4・15号西二号通道路改良工事として3,863万9,000円、整地工事として2,613万6,000円、事業の総額は計6,477万5,000円となります。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 2ページですが、この金額2つ、これは全て国の補正（第2号）で採択された額と同額なのか、あるいはその一部なのかということがまず1点目。

これが工事完了できないのだというお話なのですけれども、工事完了が年度内は難しいということで、発注そのものを当然抑えているというふうに思うのですが、そういうことなのかを確認します。

また、この土地区画整理事業全体の竣工見通しはたしか平成30年度だというふうに思いますが、全体スケジュールとの関係でこの明許繰越がどういう影響を与えるのかということでお伺いいたします。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 今回採択のあった額でございますが、これは当初予算に対しては満額にはなっておりません。当初予算が7,700万円という数字で、それに対して事業費ベースでいくと6,400万円になりますので、このような形になろうかと思います。

それから、発注そのものはいつかというお話だと思います。これは、新年度に入ってから、雪が解けてから工事を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、全体の工事の完了スケジュールでございますけれども、これについてはこのように今要望はしていますが、どのように交付金がつくかという部分が不透明なところもございますので、今の段階では予定どおり進めるように要望を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 社会資本整備総合交付金の形になってから、交付の採択が早くても6月、7月ということで、しかも交付額も見通せない、3割減とか、そういうことが四、五年前からこの交付金制度が始まってから起きているわけですが、今回の場合は特に10月の補正で上げなければならない。そうなったら、当然北海道では工事ができないわけです。ということは、丸一年見送るということになります。今回のこの事業については社会資本整備総合交付金を使わざるを得ないということだというふうに思いますが、どのように把握しているか伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 社会資本整備総合交付金は、昔でいうところの補助金と同じような位置づけになろうかと思います。ですから、これを使わないということは単独事業、起債ということになると、それしか当てはないのかなと思っていますので、我々としてはあくまでも社会資本整備総合交付金、これを前提として事業を進めていくという考えでしているところでございます。冬に向かってという

思いは、我々も同様です。早く内示というのですか、当初から内示額が満度にあるならそれにこしたことはないのですが、この辺につきましても我々としても内示の来る時期とか、そういう部分がありますので、執行残とか、北海道でまとめた中でそういう部分での配分だとかという部分もありますし、その中で配分が振り分けされたのかなというふうに思っているところでございますので、配分された暁にはまた同じように繰り越しするだとか、補正をするだとか、そういうことでこの交付金を前提として事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

◎日程第13 議案第32号 監査委員の選任について

○議 長 日程第13、議案第32号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第32号 監査委員の選任についての提案理由の説明を行います。

滝川市監査委員、宮崎英彰氏が平成29年3月31日で任期が満了となります。このため、後任として再度宮崎英彰氏を選任いたしたいと存じますので、地方自治法第196条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

宮崎英彰氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 32 号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第 14 議案第 33 号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第 14、議案第 33 号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第 33 号 教育委員会委員の任命についての提案理由の説明を申し上げます。

滝川市教育委員会委員、朝日幸世氏が平成 29 年 5 月 13 日で任期が満了となります。このため、後任として再度朝日幸世氏を任命したいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

朝日幸世氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第 15 議案第 34 号 公平委員会委員の選任について

○議長 長 日程第15、議案第34号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第34号 公平委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市ほか6組合公平委員会委員、山根英治氏が平成29年3月31日で任期が満了となります。このため、後任として鷺尾昌法氏を選任いたしたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

鷺尾昌法氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第16 議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 長 日程第16、議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員の斎藤恵美子氏が平成29年5月27日で任期が満了となります。このため、後任として再度斎藤恵美子氏を選任いたしたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

斎藤恵美子氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月7日から3月13日までの7日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月13日までの7日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時20分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員